

研 修 報 告

石田 俊彦

- 1 研修名 平成19年度人権教育指導者養成研修
- 2 期 日 平成19年10月24日(水)～26日(金)
- 3 場 所 独立行政法人 教員研修センター (〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地)
- 4 参加者 石田 俊彦

5 研修内容

<第1日目>

開講式(あいさつ、オリエンテーション、行政説明 等)

課題協議「国内外の動きと学校における人権教育・「人権教育のための世界計画」等・」

筑波大学大学院 教授 福田 弘

事例発表「人権教育推進上の課題と改善策等について・「人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」を踏まえて・」

大阪府立松原高等学校長 易 寿也

荒川区立第一中学校長 蛭田 明

山形県飯豊町立第一小学校長 布施 清

事例協議「人権教育推進上の課題と改善策等について・「人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」を踏まえて・」

<第2日目>

演習の進め方について

演習1「学校における人権教育の改善・充実について・「人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」を踏まえて・」

(課題)

A 効果的な研修プログラムや啓発資料等について

B 学校としての組織的な取組

(例：年間指導計画、校内体制、校内研修、評価等)と関係機関等との連携について

C 人権尊重の理念の理解と体得を目指した指導内容・方法の工夫について

(例：授業案、年間指導計画等)

D 人権尊重の精神に立つ学級経営と生徒指導について

(例：実践プログラム、指導計画等)

演習2...演習1と同様

グループ発表

<第3日>

全体発表・協議・まとめ(演習成果の活かし方)

演習3「研修を生かした人権教育の充実を図る方策」

文部科学省初等中等教育局 視学官 森嶋 昭伸

6 研修の概要と所感

<第1日目>

行政説明 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐 塩原 誠志

人権に関わる国際的な動きや国内の動向についての説明をいただいた。今「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ(局面)(2005~2007年)を迎えているところであり、この期間は初等中等教育に焦点を当てて実践されている。この第1フェーズがあと2年延長されつつあるとのことである。それだけ初等中等教育においては人権教育が極めて重要なものであるとともに、3年間という短期間ではまだ十分に浸透しきれないということでないかと感じた。

国内の動向としては、いじめが原因の自殺を初め、ネットを使った人権侵害、児童虐待等、様々な人権問題が多発している。政府の対応として、即効性のある対処の仕方が求められている。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」が近々公表される予定であるとのことである。「~指導等の在り方編~」や「~実践編~」が公表されるようである。その原案の資料を今回いただいたが、大変参考になる資料が入っている。確定版が仕上がったら、これらを今後の人権教育に大いに活用できるものと思った。職員研修や実際の児童への指導などに役立てたい。

課題協議「国内外の動きと学校における人権教育・「人権教育のための世界計画」等・」

筑波大学大学院 教授 福田 弘

福田弘先生は、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」の座長を務めている方である。大変熱意のあるご講義をいただいた。

人権教育は、人権に基づいた教育へのアプローチを促進するものである。

人権は、学校システム全体及びすべての学習環境に注ぎ込まれ、実行されるものである。

人権教育は、学校地域の中で、また、より広範囲で周辺地域との相互作用を通して、人権が実践され、実感されているような人権文化を発展させることを目的としている。

人権の指導及び学習は、人権に基づいた学習環境の中で行われることを確保することが不可欠である。

教育目標、実践、及び学校組織が、人権の価値及び原則と一致することを確保することが不可欠である。

人権に基づいた学校は、相互理解、尊重及び責任により特徴づけられる。

良質な人権の指導及び学習を達成するためには以下の要素が必要である。

指導及び学習の内容及び目的について

- ・獲得されるべき基本的な人権の技術及び技能を明確にする。
- ・初等教育のできる限り早い段階で始まるカリキュラムのすべての側面に、人権教育を含ませる。
- ・人権教育の学習内容及び目的を、生徒の年齢及び発達能力に適合させる。
- ・認知的(知識及び技術)学習成果及び社会的/感情的(価値、態度、及び行動)学習成果を同等に重視する。
- ・人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。

指導及び学習の実践及び方法論について

- ・人権に関して首尾一貫した指導方法を採用し、個々の生徒の尊厳を尊重し、生徒に平等な機会を与える。
- ・教室及び学校地域に、子どもに優しく、信頼でき、安全かつ民主的な環境を作り出す。
- ・生徒の能力を開発し、活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す、学習を中心にした方法及びアプローチを採用する。
- ・生徒の発達段階、能力、及び学習スタイルに適切な方法を採用する。
- ・生徒が実践を通じて学び、人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。
- ・世話役、学習指導者、又は助言者として行動する教員により、経験的な指導方法を採用する。
- ・NGO[nongovernmental organization](非政府組織。政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構。)又はコミュニティで利用できる、関連する非公的かつ私的な学習活動、資料、及び方法の良い実践例にアクセスする。

指導及び学習の教材について

- ・人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。
- ・人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。
- ・人権の原則に合致するよう、カリキュラム全体の教科書及び教材の見直し及び改訂を行う。
- ・上記の指導及び学習のアプローチにおける活発な参加を奨励する、教員用指針、手引き、教科書、漫画並びに映像及び創造的な芸術的補助教材のような様々な教材や資料が人権に合致するよう開発を支援する。

指導及び学習の支援について

- ・人権教育における指導及び学習の良い実践例を収集及び普及する。
- ・人権教育における指導及び学習に関する、図書館やデータベースを含む、アクセスしやすい情報センターを確立する。
- ・教育者及び生徒内のネットワーク構築及び人権教育の実践についての交換を促進する。
- ・人権教育の指導及び学習への調査を促進する。

初等中等教育に人権教育を導入することは、学校が、人権の学習及び実践のモデルとなることを意味している。

教員がこの重要な責任を効果的に達成するためには、多くの要因が考慮に入れられる必要がある。第一に、教師自身が権利の保持者である。彼らの専門的地位を認識及び尊重し、彼らの自尊心を支持することは、彼らが人権教育を促進するための必須条件である。教員及びその他の教育関係者に対する適切な教育及び専門的な開発が確保されなければならない。

教員は手本という機能を伴うことから、効果的な人権教育は、関係する価値、知識、技能、態度、及び実践を、教員が習得し、伝達することを意味する。

教師や社会教育の指導者が人権に関わる様々な価値や知識、技能、態度などを身に付けることが人権教育の出発点！

「権利とは何か。」「人権とは何か。」権利と人権をよく理解しないと、守られなければならない人権が守られなくなる。現代は、自分の願望や欲望を人権ととらえちがいでいる人が多くなっている。

学校は、人権が尊重されている場でなければならない。

福田先生のお話をお聞きし、大変共感できることばかりであった。また、国内外の動向についてもご教授いただき、今後の人権教育の実践において、大いに生かしていきたいと強く思った。

事例発表「人権教育推進上の課題と改善策等について・「人権教育の指導法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」を踏まえて・」

<大阪府立松原高等学校長 易 寿也>

「総合学科における人権教育の展開 ～人権が大切にされた学校環境づくりと、人権を大切にする社会の担い手の養成～」と題して、実践の概要について説明をしていただいた。

本校は、経済的に苦しい家庭が多く、生徒の3分の1が大学へ、3分の1が専門学校へ、残りの3分の1が就職というように多様な進路を希望しているので、それらに対応していくことが必要である。

本校における人権教育改革の契機は、15年前に実施した人権アンケートの結果を見て次のような結果が出てショックを受けたからだそうである。

- ・部落問題について政治起源説の理解 増える
- ・差別的な発言をした相手に反論する 減る
- ・落書きなどを見たら教師や友人に伝える 減る
- ・そっとしておく、自分には関係ない 増える

以上のような結果を受け、「知識が増えることと人権を擁護するための行動ができる力は別」であるとの思いを持ち、「自分の頭で考え行動できる生徒を育てること」をキーワードとし、「人

間として誇りと優しさの持てる生き方を選ぼう」というテーマを設定した。

上記のテーマに基づいて様々な実践をしているが、その中で特筆すべきは、総合学科における取組である。本校では、「総合的な学びとは、従来の教科の壁を越えて、自らの生き方や社会のあり方について問題解決的に学び行動すること。」ととらえ、第1学年では「産業社会と人間」、第3学年では「課題研究」という単元を設定している。そして、それぞれの学習のまとめの段階で、発表大会を行っている。全校生徒はもちろん保護者等にも公開し、発表内容について多くの人で共有できるような工夫をしている。発表のテーマは、「ハンセン病」「介護支援」「地球について考えよう」「部落をたどる」「迷惑行為…」など多岐にわたっている。

易校長先生の大変情熱的な発表を聞いていて、本校のパワーを感じた。生徒の実態をしっかりと捉えた上での実践には、大変説得力があった。学ぶ点がたくさんあった。

< 荒川区立第一中学校長 蛭田 明 >

「人権尊重教育をどう進めるか」と題して、実践の概要について説明をしていただいた。

本校は、平成17、18年度の2か年、東京都教育委員会より人権尊重教育推進校に指定され、研究主題を「互いに尊敬しあい、高めあいながら進んで社会に貢献できる生徒の育成 ~ 基礎学力・基本的な生活習慣の充実をめざして ~ 」と設定し実践を重ねてきた。

教師の人権に対する意識を高めるために、研究構想図を見直したり、地域巡回研修を実施したりしてしている。

学期に1回ずつ以上の人権講演会を実施し、事前事後にも充実した学習を行うことで、生徒一人一人の人権課題への理解が深まるとともに差別を見抜く目や差別を許さない心が育ってきた。実施してきた講演会（今後の予定も含む）は、以下の通りである。平成18年度1学期...「HIVの正しい理解と偏見・差別について（川田龍平先生）2学期...「ハンセン病の正しい理解と偏見・差別について」（山内きみ江先生）「生き方トーク講演会 障害を乗り越えて - 車椅子のバスケットボール選手として -」（京谷和幸先生）3学期...「『典子は、今』～あれから25年～ 今を生きる」（白井のり子先生）平成19年度1学期...アイヌの人々、2学期...同和問題、3学期...性同一性障害、平成20年度1・2・3学期...女性・子ども・高齢者・路上生活者等。

*これほどたくさんの講演会を実施していることに驚いた。これだけ実施すれば、かなりの効果が期待できると思った。

新たに入学してくる生徒に引き継ぐために、「人権学習センター」を設置し、人権講演会の講師の書物や色紙、人権に関わる資料を展示している。

*このアイデアは、素晴らしいアイデアであり、学ばせていただいた。

上記の他にもたくさんの実践をすることで、生徒一人一人が人権とは何かを深く考えるようになり、学校生活全体に落ち着きが見られるようになったと語る蛭田先生の自信に満ちた表情がとても印象的であった。私もこのような境地に至れるよう実践をしていきたいと強く思った。

< 山形県飯豊町立第一小学校長 布施 清 >

「人権尊重教育を視点にした学校づくり ~ 自信を育てる『ゆりの里の学舎』の実践~」と題して、実践の概要について説明をしていただいた。

全国的にいじめ問題が表出する前（平成18年6月）に飯豊町でいじめにかかわるアンケートを実施した結果、「いじめがある」との回答が町全体で27%であるのに対して、本校では37%を超えていたことを深刻に受け止め、再調査を実施するとともに様々な実践を重ねてきている。いじめを早期に発見することは大事であるが、もっと積極的に行わなくてはならないことは、「いじめを起さなくても生きていける人間」を育てることと考え、いろいろな取り組みをしてきた。そのために、「一人一人に自尊心と共生の心を育てる」との目標を掲げ、自分の長所が言える子ども、朝6時半までに自分で起きられる子ども、勉強がわかると言える子ども、自分の子どもの長所が言える親に というような児童や親の具体像を設定した。

自尊心を育てる具体的な取り組み

- ・教師のあり方の基礎基本...児童作品への共感的なコメント、児童への「さん」「くん」づけ
- ・一人一人の児童を「 名人」と名付け、掲示。(低学年)
- ・「よいとこ運動」(よさを紹介する集団活動)(高学年)
- ・自己目標の達成(学期ごと・運動会・陸上競技大会・一っ子フェスタ<学習発表会>等の目標づくりと振り返り) *この活動のポイント... やり遂げられることを目標に掲げる。必ずやり遂げること。 やり遂げさせるよう支援すること。
- ・自尊心を育てる年3回の教育相談(悩みの発見、解決中心の教育相談ではなく、目標に対して児童、担任と一緒に達成策を考え、取り組みのよさを振り返る相談を行っている。)

特色ある活動で自尊心と共生の意識を育てる

- ・4つの名人活動「あ・そ・ぼ・う」
「あ」...挨拶 「そ」...掃除 「ぼ」...ボランティア 「う」...歌声
- ・大声大会(「ぼかぼか言葉」を大声で)

ぼかぼか言葉の例...「ありがとう」「手伝うよ」「がんばって」「友達だよ」「いいね」

上記の他にも、とてもユニークな実践をしてきていることを知った。これらの実践により、いじめが激減している。子ども達の自尊心や共生意識が確実に高まってきている成果だと感じた。地道でユニークな実践を参考にしたいと思った。

事例協議「人権教育推進上の課題と改善策等について・「人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」を踏まえて・」

22班に分かれ、協議した。私は17班に属したが、そのメンバーは以下の通りである。

群馬県藤岡市立藤岡第一小学校	教諭	石田 俊彦
千葉県茂原市立中の島小学校	教諭	矢部 孝之
兵庫県市川町立甘地小学校	主幹教諭	松本 正樹
広島県廿日市市立金剛寺小学校	教諭	枝松 智子
長崎県長与町立長与北小学校	教諭	田平 英毅

事前に提出した資料に基づいて発表し合い、協議をした。(資料1参照)

本校で行っている「常時指導」「間接的指導」「直接的指導」は県教委でも同様な考え方で推進しているものであり、当たり前のような感覚を持っていたが、他県ではめずらしい考え方であることが分かり、少々びっくりした。

どの県でも同様な取り組みをしていることもあるが、やはり県によって特色のある取り組みをしていることが分かった。例えば、原爆の被害にあった長崎県の長与北小学校では、被爆体験を継承し人権平和の大切さを発信できる児童の育成に努めるべく、平和学習や平和集会を実施している。やはり、その地域や児童の実態に沿った実践が重要であることを再認識した。

<第2日目>

演習の進め方について

演習の進め方についての説明を受けた。

演習1・2「学校における人権教育の改善・充実について・「人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)」を踏まえて・」

(課題)

A 効果的な研修プログラムや啓発資料等について

B 学校としての組織的な取組

(例：年間指導計画、校内体制、校内研修、評価等)と関係機関等との連携について

C 人権尊重の理念の理解と体得を目指した指導内容・方法の工夫について

(例：授業案、年間指導計画等)

D 人権尊重の精神に立つ学級経営と生徒指導について

(例：実践プログラム、指導計画等)

2 1 班に分かれた。私は小 B 2 班に属したが、そのメンバーは以下の通りである。

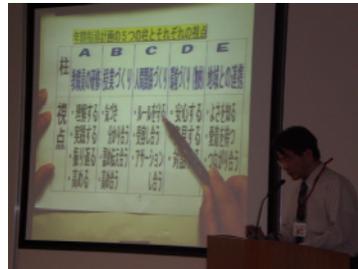
岩手県西和賀町立立川舟小学校	教頭	佐久間 智
群馬県藤岡市立藤岡第一小学校	教諭	石田 俊彦
静岡県富士市立天間小学校	教頭	加藤真利子
兵庫県豊岡市立合橋小学校	校長	伊崎 照夫
広島県廿日市市立金剛寺小学校	教諭	枝松 智子
鹿児島県穎娃町立宮脇小学校	校長	上猶 誠
福岡市教育委員会指導第 2 部学校指導課主任指導主事		友納 恵二

初めに事前に提出した資料に基づいて発表し合った。(資料 2 参照)
その後、それぞれの地域や学校において成果を普及する際の資料を作成した。私たちの班は、いろいろと話し合った結果、「人権教育の『全体計画』を基に『年間指導計画』を作成する際の『柱と視点』づくり」をまとめ上げた。私は、パソコン係を担当し、発表資料を作成した。(資料 3 参照)



グループ発表

A ~ D グループに分かれて発表を行った。私たちのグループは発表資料(資料 3)に基づき、それぞれに役割を分担し、発表した。私は資料提示係を担当した。



すべての発表の後、すべての参加者

による投票が行われ、私たちの班は全体発表の代表班に選ばれた。

全体での研修終了後も、翌日の発表に備え、発表資料に修正を加える作業を 7 時近くまで行った。

< 第 3 日 >

全体発表・協議・まとめ(演習成果の活かし方)

7 つの班が代表で発表した。

小 A 1 班...「教職員の人権意識の高揚と P T A 学級懇談会の効果的な持ち方

中 A 1 班...「教職員の人権感覚の向上を図る効果的な研修プログラム」

小 B 2 班...「人権教育の『全体計画』を基に

『年間指導計画』を作成する際の『柱と視点』づくり」

中 B 1 班...「学校としての組織的な取組と関係機関との連携について」

高 B 2 班...「学校としての組織的な取組と関係機関との連携について」

高 C 1 班...「身近な差別『インターネットによる人権侵害』」

小 D 1 班...「人権意識を育てる学級の基盤づくり」

限られた短い時間内であったが、代表班以外のすべての班が素晴らしい資料を作成できた。それらは、「人権教育を推進するための資料集 - 受講者作成 - 」としてまとめられ、配布された。

今後の人権教育に活用できるものと感じた。

演習 3 「研修を生かした人権教育の充実を図る方策」

文部科学省初等中等教育局 視学官 森嶋 昭伸

演習で作成された資料には、一人一人の先生方の実践や思いが結実していた。

「第 3 次とりまとめ」がまもなく公表される。

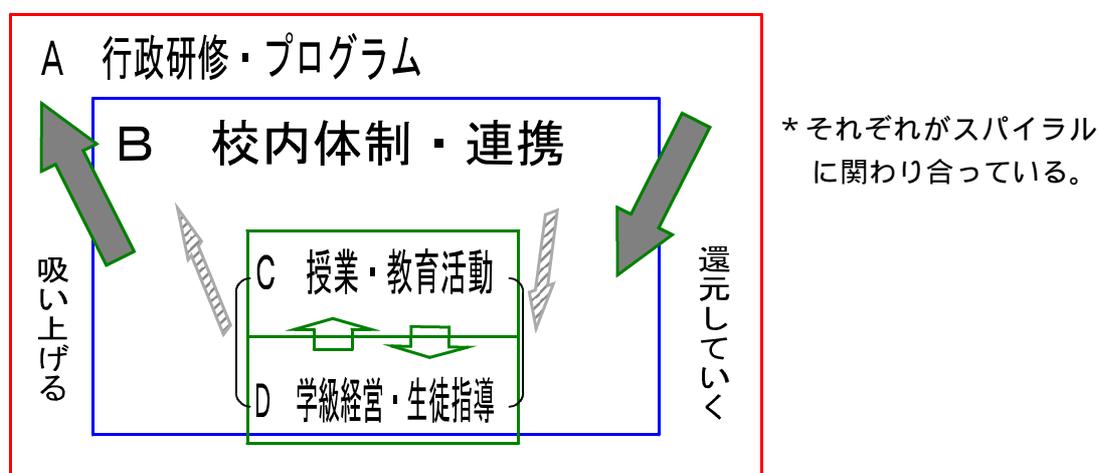
「第 1 次とりまとめ」のキーワードは「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童・生徒の育成」である。

「第 2 次とりまとめ」にも「第 3 次とりまとめ」にも参考資料として入っている「人権教育を通

じて育てたい資質・能力」については、人権教育を実施していて迷った時に立ち戻る場所としてとらえておくといよい。

人権教育は、まだまだ途上にあるものであり、一歩ずつ進めていく必要のあるものである。

人権教育における研修の構造図



森嶋先生には、上記のこと以外にもたくさんのご教授いただいた。「現代は、親も先生も、いじめが見えないような状況になっている。見えるようにする工夫をすることが必要である。例えば、親同士、先生同士などで情報交換をざっくばらんに行えるような機会を多く持つようにする。また、子どもから情報を得られるような、お互いに言い合えるような雰囲気普段から作っておくことが大切である。」「おかしいと思ったらおかしいと言える雰囲気が大切！」と力説されていた。全体を通して、森嶋先生の熱き思いが伝わってくるお話をいただき、これからもさらに人権教育に情熱を持って取り組んでいくエネルギーが湧いてくる思いがした。

7 全体を通しての所感

今回の人権教育指導者養成研修は、2泊3日という短期間の研修ではあったが、いろいろなことを学ぶことができた。人権教育に携わっている全国の様々な立場の先生方の実践の様子を知るとは、とてもよい刺激となった。また、人権教育の普及のために一緒に話し合って新たな資料を作成したことは、とても意義深いものであった。共に意見を出し合い一つのものを作っていき大切さを改めて感じ取らせていただいた。さらに、人権教育の中核にいらっしゃる先生方の熱意のあるお話をお聞きできたことは、今までの本校の取り組みに対するよい意味での自信を与えていただけたとともに、これからの取り組みに対する大きな支えとなった。

また、今回の研修には群馬県から私の他に3名の先生方が参加された。高木恵一先生（県教委義務教育課指導主事）、西澤誠先生（六合村立六合中学校教頭）、仁居舎芳夫先生（みどり市立大間々東小学校教諭）である。群馬県で人権教育の中心となって活躍されている先生方と情報交換ができたことは、とても有意義であった。これからの実践をしていく際にいろいろと相談をさせていただけると、心強く感じた。

このように、人と人のネットワークが広がることも、このような研修の大きな収穫の一つである。